

令和7年度第1回 大津町国民健康保険事業の 運営に関する協議会

令和7年8月21日
大津町役場 会議室301

1. 国民健康保険の基本

国民健康保険の成り立ち

- 昭和36年 国民皆保険制度の確立、市町村での国保事業義務化
- 平成20年 後期高齢者医療制度(75歳以上対象)の創設
- 平成30年 市町村単独から都道府県との共同運営へ
- 令和7年 マイナ保険証へ移行(健康保険証の発行廃止)

公的医療保険(健康保険)の種類

- ① 被用者保険(雇用されている労働者等、7763万人)
 1. 協会けんぽ(主に中小企業、3957万人)
 2. 組合健保(主に大企業、2820万人)
 3. 共済組合(主に公務員、986万人)
- ② 後期高齢者医療制度(75歳以上、1914万人)
- ③ 国民健康保険(自営業や農業従事者等、2677万人)

加入者数は令和5年3月末時点、令和6年版厚生労働白書より転載

日本では、国民皆保険制度により加入義務付け

⇒①②の加入者以外は、国民健康保険に加入義務がある

国民健康保険の運営主体

- 平成30年度より市町村単位から都道府県単位へ
 - 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか、所得水準が低く、特に小規模な市町村において高額な医療費が発生した場合に、保険税が変動し、財政運営が不安定になるという課題がある
 - そのため、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
 - 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の資格管理、保険税の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを適切に実施
- 運営主体変更による課題
 - 国指針「都道府県内のどこに住んでいても同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、保険料水準の統一を進めていく必要がある」
 - 現時点では、市町村間で保険税水準や医療費水準にバラツキが大きい
⇒熊本県では、令和12年度までに保険税水準の完全統一を目指す

運営に関する協議会の役割

- 設置規定(国民健康保険法第11条第2項)
 - 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 委員構成
 - 被保険者代表、保険医等代表、公益代表について各同数程度

⇒町国民健康保険の関係者間で協議を行い、
町長の諮問機関として必要に応じて意見を上げる

任期中の協議予定事項

■令和7年度

- ・子ども・子育て支援金制度に係る増税(R 8開始の国施行事項)
- ・収支健全化に係る国保税検討(R 8開始分の町検討事項)

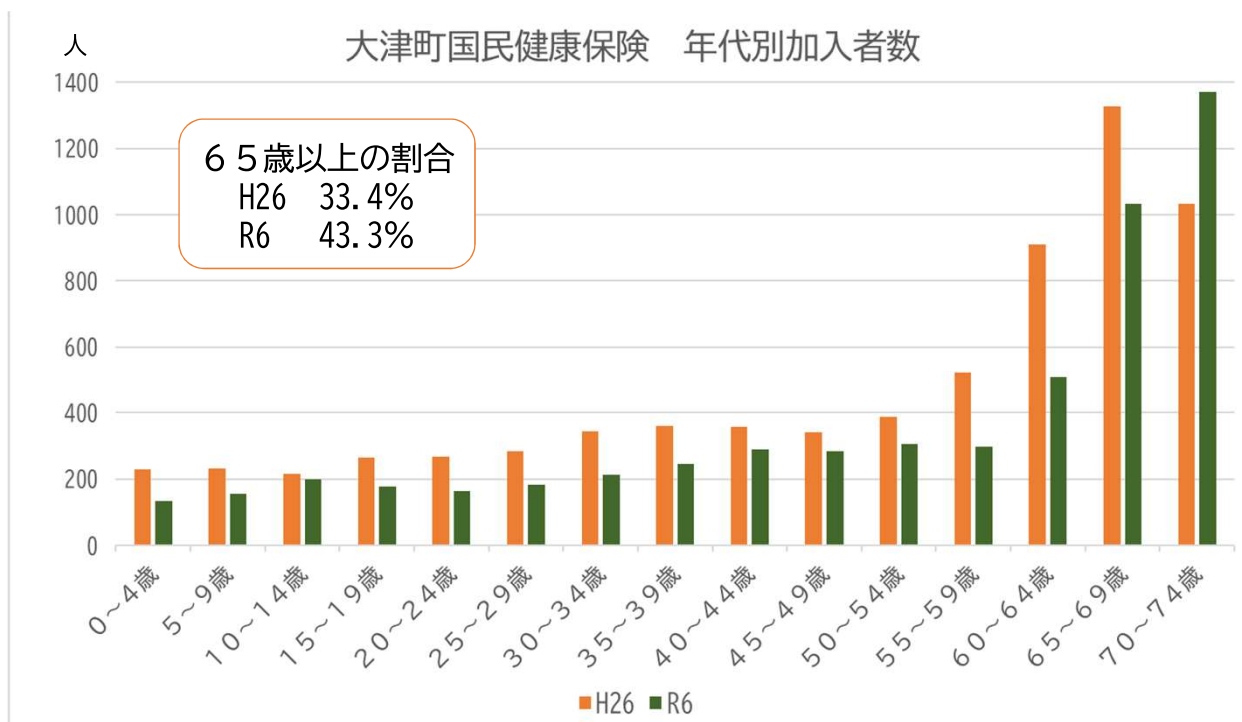
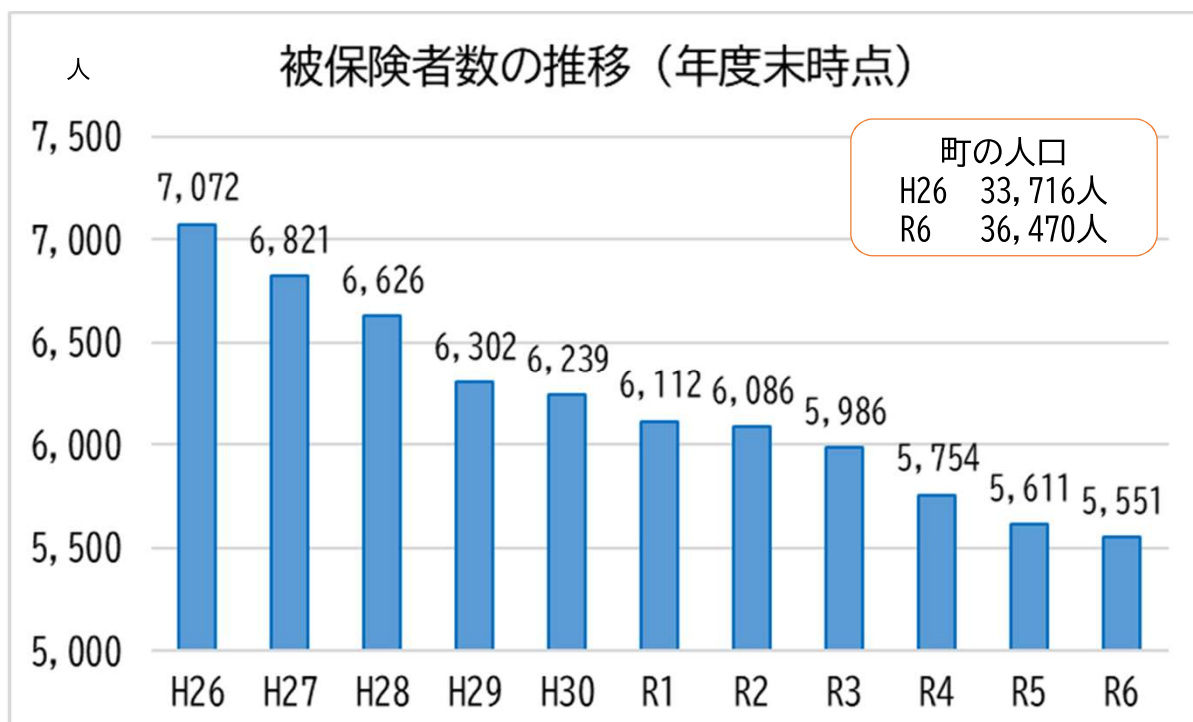
■令和8年度

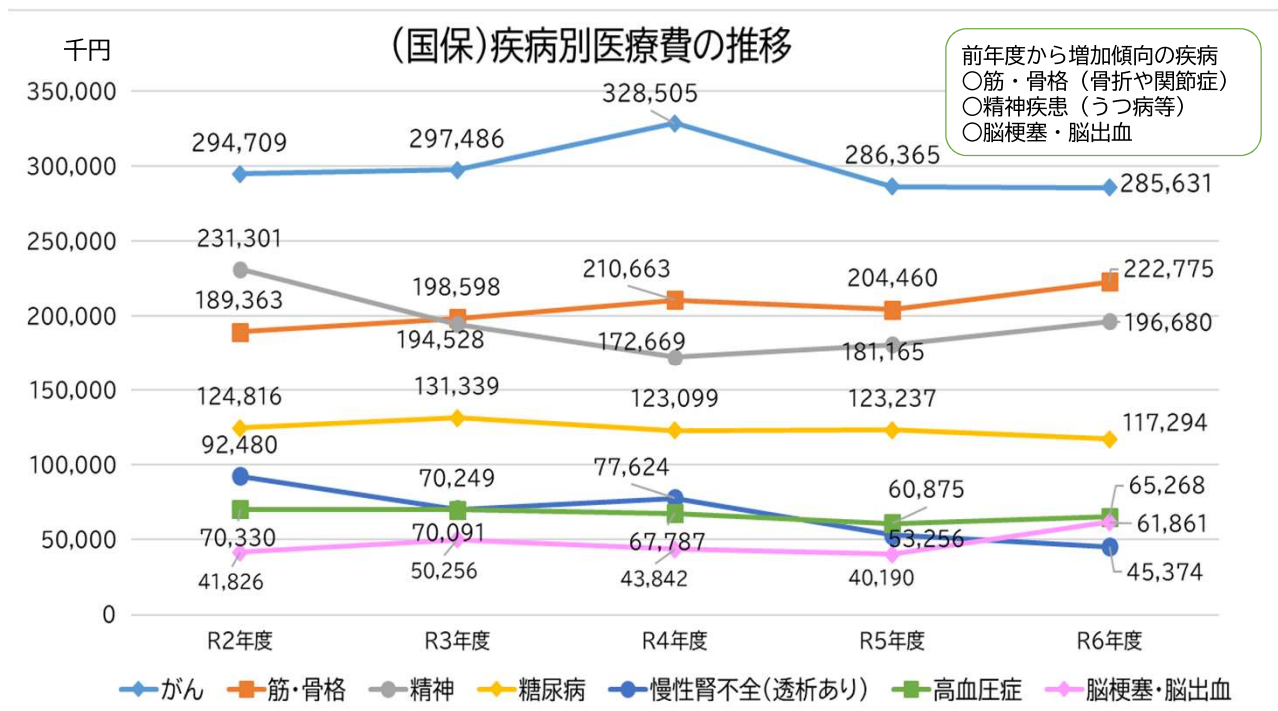
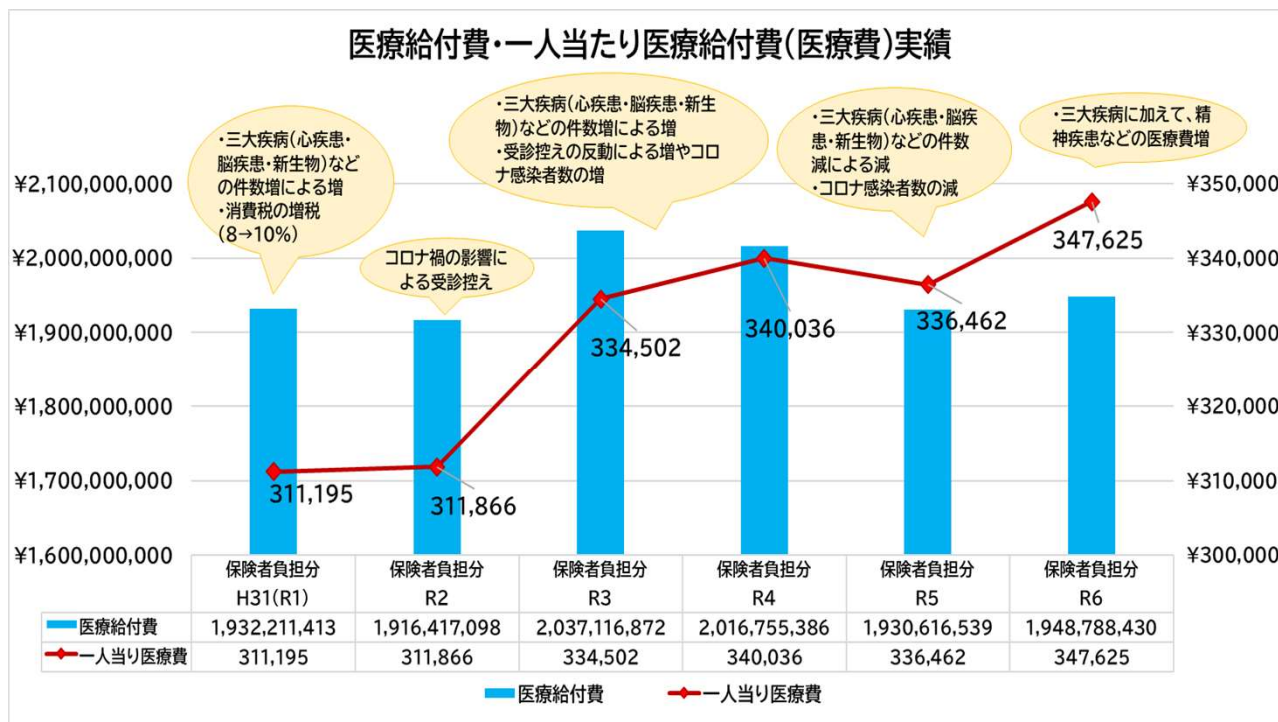
- ・事業及び収支健全化の検討

■令和9年度

- ・収支健全化に係る国保税検討(R 10開始分に町検討事項)

2. 大津町国民健康保険 運営状況





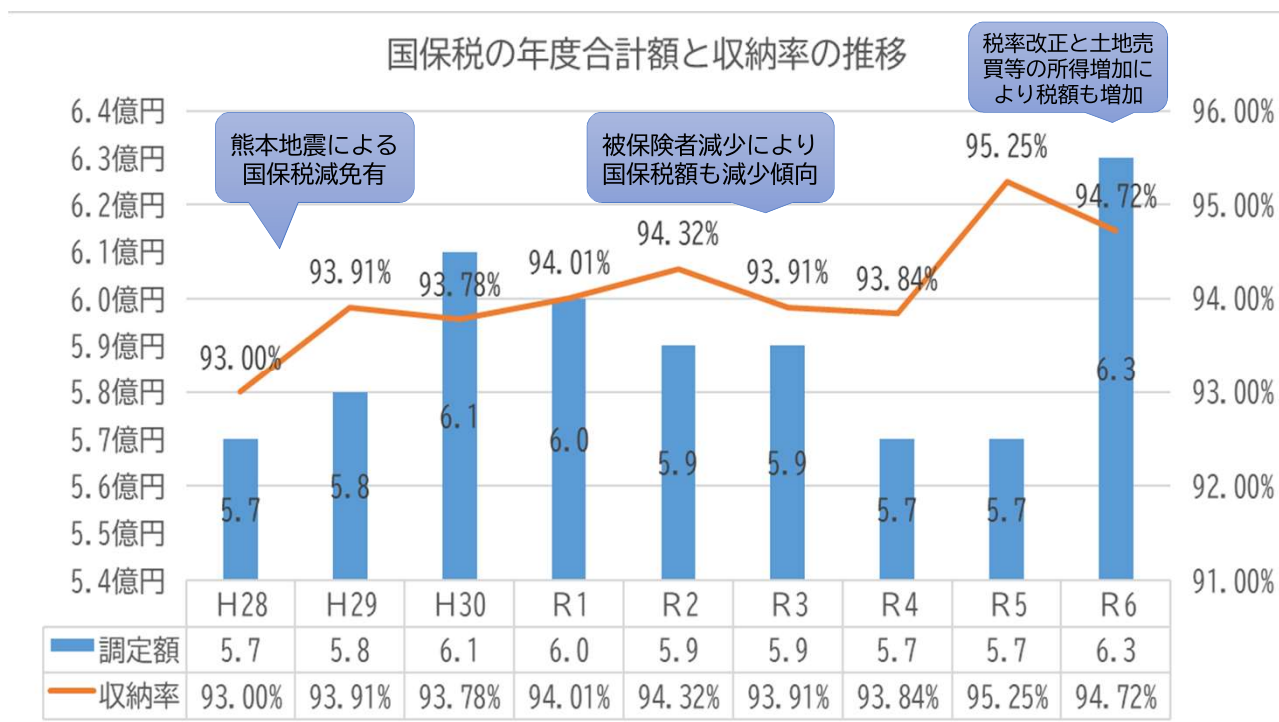
大津町国民健康保険税の構成

大津町国民健康保険税（年額）

①医療分＋②後期支援分＋③介護分

- ① 医療保険（基礎課税）分
 - ・ 保険者（町）から被保険者（国保加入者）への医療給付費に充てられる
- ② 後期高齢者支援金分
 - ・ 75歳以上が主対象となる後期高齢者医療制度の財源に充てられる
- ③ 介護納付金分（40～64歳が対象）
 - ・ 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者の介護保険料

大津町国民健康保険税の年額計算(令和7年度)				
	所得割 (前年収入等)	平等割 (世帯当たり)	均等割 (一人当たり)	上限額
医療保険分	8.5%	20,800円	30,200円	660,000円
後期支援分	3.1%	7,200円	10,500円	260,000円
介護保険分 (40～64歳)	2.6%	無し	18,700円	170,000円
合 計	14.2%	28,000円	59,400円	1,090,000円



大津町国民健康保険税の検討事項

- ・令和6年度
 - ・13年ぶりとなる税率改定（増額）
 - ・今後2年毎に税率の見直しを検討を計画
- ・令和8年度
 - ・子ども・子育て支援金の導入
 - ・2年毎の税率見直し検討
- ・令和10年度
 - ・2年毎の税率見直し検討
- ・令和12年度
 - ・熊本県内で統一税率に移行

令和6年度改正時には、大津町議会より、国に対して国民健康保険の構造的な課題等への抜本的解決と、公費支援へのペナルティ制度（交付金の減額）を実施しないこと、を意見書として提出

マイナ保険証移行状況（R7.5時点）

- 令和7年7月末、従来の健康保険証の有効期限が終了
- 令和7年8月以降は、マイナ保険証または資格確認証で受診

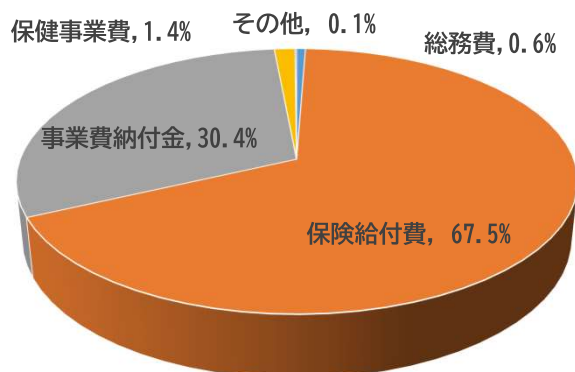
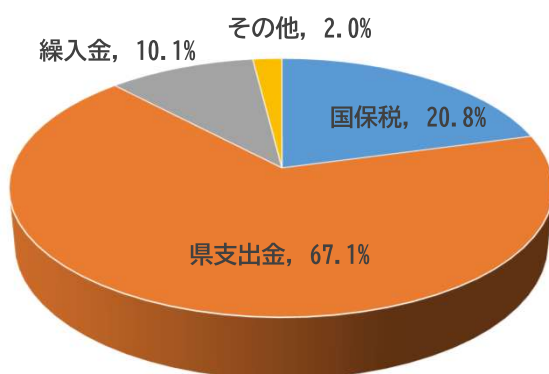
被保険者数	マイナ保険証 登録数	マイナ保険証 登録率	受診数に係る マイナ保険証 利用率	全国平均 利用率
5641人	4050人	71.79%	45.88%	34.99%

3. 大津町国民健康保険 令和6年度決算状況

令和6年度大津町国保特別会計決算概要

歳入30億2千888万101円

歳出29億2千584万6千898円



令和6年度大津町国保特別会計決算概要

国保税〔決算書P11～12〕

6億3千040万1千364円(対前年度+5千418万8千226円)

- ①現年度分 6億1千108万3千020円(収納率:94.72%)
- ②滞納繰越分 1千931万8千344円(収納率:14.74%)

県支出金〔決算書P13～14〕

20億3千382万0275円(対前年度+2千156万7千684円)

- (1)普通交付金 19億4千703万3千275円(対前年度+1千417万4千684円)
- (2)特別交付金 8千678万7千000円(対前年度+739万3千000円)
- ①保険者努力支援分 21,355千円 ②特別調整交付金 33,631千円
- ③県繰入金(2号分) 23,587千円 ④特定健康診査等負担金 8,214千円

他会計繰入金〔決算書P15～16〕

3億0655万0287円(対前年度+1億1千408万8千311円)

- ①保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 111,771,690円
- ②保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 63,016,772円
- ③保険基盤安定繰入金(未就学児均等割軽減分) 2,334,287円
- ④産前産後保険税繰入金 850,103円 ⑤事務費繰入金 12,696,516円
- ⑥出産育児一時金繰入金 7,076,671円 ⑦財政安定化支援事業繰入金 8,804,248円
- ⑧その他繰入金 100,000,000円

その他〔決算書P11～20〕

5千810万8千175円(対前年度▲9千969万5千187円)

繰越金、国庫支出金、諸収入、使用料等

総務費〔決算書P21～24〕

1千638万6千516円(対前年度+66万3千918円)

職員手当、印刷製本費、通信運搬費、レセプト点検委託等

保険給付費〔決算書P23～26〕

19億7千575万4千661円(対前年度+1千227万4千413円)

療養給付費・療養費・高額療養費・葬祭費・出産育児一時金
傷病手当金等

事業費納付金〔決算書P27～28〕

8億9千020万1千429円(対前年度+1千250万1千616円)

保健事業費〔決算書P29～32〕

4千096万8千144円(対前年度+237万8千142円)

- ①特定健診受診者 1,336人(R5受診者 1,379人)
- ②人間ドック受診者 416人(R5受診者 446人)
- ③特定健診等受診率 44.4%(R5受診率 44.3%)

その他〔決算書P27～34〕

253万6千148円(対前年度▲72万0265円)

基金積立金、保険税還付金、予備費等

大津町国民健康保険特別会計決算状況

(単位：千円)

収支赤字を解消する施策が必要

年度	歳入(A)	歳出(B)	差引 (A-B)	繰越金 (C)	基金繰入 (D)	法定外繰入 (E)	基金積立 (F)	単年度収支	基金保有額
29	3,721,369	3,455,489	265,880	195,249	0	0	1	70,632	5,395
30	2,969,862	2,776,352	193,510	265,880	0	0	1	△ 72,369	5,396
R1	3,031,408	2,851,851	179,557	193,510	0	0	30,001	16,048	35,397
R2	3,037,269	2,857,443	179,826	179,557	0	0	16	285	35,413
R3	3,111,096	2,958,991	152,105	179,826	0	0	13	△ 27,708	35,425
R4	3,036,969	2,939,193	97,776	152,105	0	0	7	△ 54,322	35,432
R5	2,938,736	2,898,749	39,987	97,777	35,000	0	8	△ 92,782	440
R6	3,028,880	2,925,747	103,133	39,987	0	100,000	1	△ 36,853	440

4. 令和8年度施行 子ども・子育て支援金制度

子ども・子育て支援金制度

・制度趣旨

- ・政府(子ども家庭庁)は、支援納付金対象費用の財源とするため、令和8年度から毎年度、全ての医療保険者から支援納付金を徴収

・対象費用

- ① 児童手当(R6.10～)
- ② 妊婦支援給付金(R7.4～)
- ③ 出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金(R7.4～)
- ④ こども誰でも通園制度(乳幼児等支援給付)(R8.4～)
- ⑤ 国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除(R8.10～)
- ⑥ 子ども・子育て支援特例公債の償還金 等

子ども・子育て支援金制度

・徴収想定金額(国保)

一人当たり金額	令和8年度見込	令和9年度見込	令和10年度見込
月額	250円	300円	400円
年額	3,000円	3,600円	4,800円

・徴収方法(国保)

令和7年度までの国民健康保険税構成

医療分 + 後期支援分 + 介護分

+

令和8年度から新規追加

子ども・子育て支援分